

写

命 令 書

申立人

X組合

分会長 A₁

被申立人

Y会社

清算人 B₁

上記当事者間の三労委平成27年（不）第3号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成28年6月27日開催の第587回公益委員会議において、会長向山富雄、公益委員三浦敏秀、同藤本真理、同前嶋卓弥、同板垣謙太郎が出席し、合議のうえ、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、本命令書受領の日の翌日から起算して7日以内に、下記内容の文書を申立人に手交するとともに、縦42センチメートル×横29.7センチメートルの白紙に楷書で明瞭に記載し、被申立人本社玄関の見やすい場所に1ヶ月間掲示しなければならない。

記

年 月 日

X組合

分会長 A₁ 殿

Y会社

清算人 B₁ 印

当社が、 C₁分会 (承継人は X組合) から、平成27年4月7日付けで申し入れられた団体交渉に応じなかったことは不当労働行為であると、三重県労働委員会において認定されました。今後このような行為を繰り返さないよう留意します。

(注：年月日は文書を交付した日を記載すること。)

2 申立人のその余の申立てを棄却する。

理 由

第1 請求する救済の内容

- 1 団体交渉応諾及び誠実団体交渉
- 2 謝罪文の手交及び掲示

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、 C₂支部 (以下「 C₂支部 」という。) 及び C₁分会 (以下「 C₁分会 」という。) が、平成27年4月7日、被申立人 Y会社 (以下「被申立人」という。) に、「

C₁分会 結成のお知らせ」、「団体交渉申入書」及び「要求書」を被申立人に手交し、①労働基準法に基づいて改善せよ、②運賃・月の売り上げを明確にせよ、③給料体系を明確にせよ、④最低賃金の保証をせよ、⑤個人の能力にあった配車をせよとの要求事項につき団体交渉を申し入れたところ、被申立人がこれに応じなかったことが、労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第2号（団体交渉拒否）に該当するとして、当委員会に対して救済申立てがあった事案である。

なお、申立人 X組合 （以下「申立人」という。）は
C₁分会 の承継人であり、 C₂支部 は申立てを取り下げた。

2 前提事実（末尾の証拠又は審査の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 申立人

(ア) C₁分会 は、肩書地に事務所を置き、被申立人の従業員で組織される労働組合であり、本件申立時点の組合員数は、6名であった。

(イ) C₁分会 は、上部団体の変更を決意し、 A₁分会長（第2の4を除き、以下「A₁分会長」という。）、 A₂、 A₃、 A₄ 及び A₅ は、平成28年1月10日、 A₆組合 に加入し、すでに A₆組合 に加入していた A₇ とともに、 X組合 を結成し、解散した C₁分会 から、すべての法的地位（不当労働行為救済申立事件における申立人の立場などを含む。）を承継した。

【甲18、審査の全趣旨】

なお、申立人の組合構成員、役員及び住所は、 C₁分会 と同一である。

(ウ) C₂支部 は、平成28年4月6日に不当労働行為救済申立てを

取り下げた。

イ 被申立人

(ア) 被申立人は、昭和48年11月20日に設立され、資本金550万円、一般区域貨物自動車運送事業を業とする有限会社であり、申立時点の従業員数は、取締役を除き20名（うちトラック運転手が16名）である。

(イ) 被申立人の取締役は B₁ 及び B₂ の2名であり、代表取締役社長は、 B₁（以下、 B₁ を「B₁代表取締役」、 B₂ を「 B₂ 取締役」という。）であった。

なお、 B₁代表取締役及び B₂ 取締役は夫婦である。

(ウ) 平成28年4月25日、被申立人は、株主総会の決議により会社を解散し、同年5月12日、解散を登記した。また、同月13日、被申立人は、官報に解散公告を登載した。

なお、商業登記簿に記載された清算人は B₁代表取締役である。

(2) 本件申立てに至る経緯

ア 平成27年4月7日、 C₃本部 (以下「 C₃本部 」という。)、 C₂支部 及び C₁分会 (以下「 C₃本部ら 」という。)は、 C₁分会 の結成を通知するとともに、同月17日の団体交渉を申し入れた。

【甲2、3、4、9の1、10】

イ 平成27年5月13日、 C₁分会 組合員 A₂ 及び同 A₄は、 B₁代表取締役及び B₂ 取締役の自宅を訪問し、 B₁代表取締役に対し、同月12日付け「抗議文」を手渡そうとしたが、 B₁代表取締役は、「5万円出さな受(け)付けられやん。」と繰り返し発言し、受け取らなかった。

【甲8、9の4、10、乙2】

ウ 平成27年6月8日、 C₁分会 は、同日付け「抗議文」によ

り、同月12日の団体交渉を申し入れたが、同月9日、B₂ 取締役は、当該抗議文に「6/12日 夕方は社長は、12、13、14日都合悪く対応できません。」と手書きし、A₁分会長に手渡した。

【甲6、7】

エ 平成27年7月22日、C₂支部 及び C₁分会 (以下「C₂支部ら」という。)は、被申立人がC₃本部ら の同年4月7日付け団体交渉の申入れに応じなかったとして、当委員会に不当労働行為の救済を申し立てた。

オ 平成28年3月4日、申立人は、C₁分会 の本不当労働行為救済申立権を受継すると申し立てた。

カ 平成28年3月30日、申立人は、上部団体を変更したことに伴い請求する救済内容の変更を申し立てた。

キ 平成28年4月6日、C₂支部 は、不当労働行為救済申立てを取り下げた。

3 争点

(1) 争点1 (却下事由の該当性)

本件申立ては、労働委員会規則(以下「労委規則」という。)第33条第1項第2号所定の却下事由(労働組合が申立人である場合に、その労働組合が労組法第5条の規定により労組法の規定に適合する旨の立証をしないとき)に該当するか。

(2) 争点2 (団体交渉拒否の成否)

ア 争点2(1)

被申立人は、本件団体交渉申入れによる団体交渉を拒んだか。

イ 争点2(2)

前記アにおいて、被申立人が団体交渉を拒んだと認められる場合、その

拒んだことに正当な理由がなかったか。

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1について

(申立人の主張)

ア 被申立人は、C₁分会が被申立人に組合規約を提出しないことを理由に団体交渉を拒否することはできない（C₁分会は組合規約を備えていた。）。

平成27年4月7日、C₁分会の結成を通知した時点で被申立人の従業員がC₁分会の組合員になっていることは明らかである。

イ 団体交渉に関する回答は、一義的には分会長、分会組合員にすればよい。

A₁が仮にとの趣旨の発言をしたのは平成27年7月17日だけである。

(被申立人の主張)

C₁分会は、次のとおり、団体交渉の当事者となりうる独立性のある分会なのかは不明である。

ア 被申立人は、平成27年4月7日付け「C₁分会結成のお知らせ」と題する文書が届いた当日から、C₁分会に対し、組合規約、組合員名簿等の提出を求めているが、全く提出されず、C₁分会が社团的組織の実態を有しているか否かが全く不明であった。

イ 平成27年4月7日付け「C₁分会結成のお知らせ」と題する文書には、被申立人が回答をする窓口は一切記入されておらず、住所や電話番号、ファックス番号も記載されていない。

被申立人は、被申立人従業員であるA₁に対して、連絡窓口を教え

るよう再三求めてきたが、「俺は仮や」という趣旨の発言に終始し、誠意ある回答は得られなかった。

同年7月17日にも、 A_1 は、正式な窓口ではないことを前提とする発言をしていた。

ウ 結局、 C_1 分会 や A_1 ら からの団体交渉の申入れと称する送信元不明のファックス文書に対して、被申立人としては、被申立人に誠実団体交渉義務が発生する労働組合であるか否かの判断すらできない状態であった。

エ 被申立人代理人 C_4 弁護士（以下「 C_4 弁護士」という。）は、 A_1 に対し、平成27年7月24日、団体交渉について、連絡窓口を教えるように書面を手渡したところ、 C_2 支部ら は、 C_4 弁護士に対し、同日、連絡窓口を伝えてきた。

また、 C_2 支部ら は、 C_4 弁護士に対し、団体交渉の日程を同月27日までに連絡するように求めてきた。

これに対し、 C_4 弁護士は、同日に、①同月28日限り、組合員名簿及び組合規約の提出、②同月29日午後6時から C_4 弁護士の事務所にて話し合う場を設けることなどを記載した「ご連絡」と題する書面を知らされた連絡窓口に対し、ファックスした。

しかしながら、同月29日午後6時を経過しても、 C_2 支部ら は現れず、組合員名簿及び組合規約の提出もなされなかった。

オ 以上のとおり、労働組合を結成したと C_2 支部ら は主張していたが、その実態を明らかにすることは一切せず、連絡窓口が誰であるかも被申立人が文書にて問いただすまで、不明であった。

分会長と称する A_1 は、自分は仮であるという趣旨の発言を繰り返して、住所、電話番号、ファックス番号すら明らかにしなかった。

このような分会は、労組法上の法適合組合たる「労働組合」に該当しな

いことは明らかであり、不当労働行為の有無は、問題にならない。

(2) 争点2(1)について

(申立人の主張)

平成27年4月7日付け団体交渉の申入れは応諾されていない。仮に、甲第15号証(同年7月27日付けのC₄弁護士からのご連絡)をもって団体交渉が応諾されているとしても、同年4月7日付け「要求書」記載事項についてなんら交渉がなされていないのであるから、不誠実な団体交渉である。

(被申立人の主張)

平成27年9月4日まで団体交渉が実施されていないことは認める。

(3) 争点2(2)について

(申立人の主張)

ア 使用者は、団体交渉に形式的に応じたというだけでは不十分であり、労働組合の要求や主張に対して誠意をもって回答や説明をし、その論拠を示したり、必要な資料を提示する義務があるところ、本件において被申立人はC₂支部らを労働組合と認識せず、団体交渉の日程調整すら迅速に対応していない。

よって、被申立人が、誠実団体交渉義務に反していることは、明らかである。「申立人らの団体の組合員名簿及び組合規約などを明らかにしなかった」ことは認めるが、「申立人らは、平成27年4月7日に被申立人代表者及びB₂を被申立人事務所内に軟禁した」ことは否認する。

イ C₅ホテルを団体交渉場所として指定したことの問題点は、被申立人の事務所からの移動距離ではなく、C₅ホテルの部屋を借りた際の費用である。当該費用が高額であり、団体交渉の開催が不可能である。B₁代表取締役が「一人5万ずつ用意してC₅ホテルとってくれたらいつでもええぞ」等の言を弄し、C₂支部らへ不可能な条件を設定して団体交渉を拒否した。

(被申立人の主張)

ア 誠実団体交渉義務については、使用者の誠実性は労働組合の態度と対比して相対的に定めなければならないとされているが、C₂支部らは、平成27年4月7日にB₁代表取締役及びB₂取締役を被申立人事務所内に軟禁したうえ（B₁代表取締役及びB₂取締役が被申立人事務所から退出することを妨げ、人の行動の自由を不法に拘束しており、刑法上も違法であると評価されうる行為を行っているうえ）、C₂支部らの組合員名簿及び組合規約などを明らかにしていなかった。

このようなC₂支部らの態度は、交渉を行う者として、不誠実極まりないものであり、被申立人は、このような不誠実な態度を示している相手に対し、誠実団体交渉義務を負うとは解されない。

イ 被申立人は、C₂支部らに対し、団体交渉をC₅ホテルなど被申立人事務所外で開催するように何度も申し入れていた。

B₁代表取締役及びB₂取締役は、C₂支部ら組合員らに軟禁され、平成27年5月13日にはC₁分会組合員らに自宅に突然押しかけられたことから、被申立人事務所で団体交渉を行った場合、

C₂支部らの要求を承諾しない限り、被申立人事務所に軟禁され続ける虞などがあった。

使用者が一方的に就業場所以外の場所を指定したとしても、そのことに合理的な理由があり、かつ、当該指定場所で団体交渉をすることが労働者に格別の不利益をもたらさないときには、使用者がその場所以外での団体交渉に応じないとするをもつて不当労働行為にあたりと解すべきではないとされており（大阪地裁昭和62年11月30日判決）、C₅ホテルは、被申立人事務所から自動車で20分程度の距離にあり、指定場所としても労働者に不利益をもたらさない。

したがって、被申立人が、C₂支部らの団体交渉の申入れに対し、

C₅ホテルなど外部での開催を申し入れたことには、「合理的理由」及び「正当な理由」がある。

また、被申立人は、会議室の料金を C₂支部ら に対し、すべて負担するように主張しておらず、被申立人も負担するつもりであった。

第3 当委員会の判断

1 争点1に対する判断

被申立人は、①組合規約及び組合員名簿等が提出されていないこと、②連絡先が不明確であることから、C₁分会 が社团的組織の実態を有しているか否かが全く不明な団体である、団体交渉の当事者となりうる独立性のある分会なのか不明であると主張している。

しかし、本件救済申立ては労組法第27条の不当労働行為救済制度に基づく申立て(同条第1項)であるから、その救済申立人資格については同法第5条第1項の規定によるのである。

同項によれば、労働組合が救済申立人となる場合は、労組法第2条及び第5条第2項の要件に適合するとの資格審査を受けなければならないとされており、その他に格別の要件を満たす必要は存しない。

そして、申立人は当委員会の資格審査において適格と決定されたものである。

そうすると、C₁分会 が社团的組織の実態を有しているか否かが全く不明な団体である、団体交渉の当事者となりうる独立性のある分会なのか不明であるとの被申立人の主張は採用できない。

したがって、本件申立ては、労委規則第33条第1項第2号所定の却下事由に該当しない。

また、C₁分会 は、C₂支部 の下部組織であるが、分会は支部規約に設置根拠を持ち、分会独自の規約・決議機関・執行機関を有する労働組合であり、C₃本部 、 C₂支部 とともに団体交渉を申し入

れるなど、分会独自の活動を行っており、社団的組織としての実態を有している。

なお、C₁分会は、上部団体の変更を決意し、A₁分会長らが、平成28年1月10日、A₆組合に加入し、すでにA₆組合に加入していたA₇とともに、申立人を結成し、解散した

C₁分会から、すべての法的地位を承継しており、その役員及び構成員が同一であることから、申立人とC₁分会の同一性も認められる。

よって、C₁分会は、C₆組合の構成組織であるC₂支部に設けられた分会であり、かつ、社団的組織の実態を有し、独立して団体交渉の当事者となりうる分会であるといえ、C₁分会は、労働組合としての同一性を維持したまま、申立人を結成したものである。

2 認定事実

証拠及び審査の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 平成27年4月7日付け団体交渉の申入れ

ア 平成27年4月7日、C₃本部からは、C₁分会の結成を通知するとともに、同月17日の団体交渉を申し入れた。

【甲2、3、4、9の1、10】

イ 平成27年4月7日付け「団体交渉申入書」及び「要求書」の内容は、次のとおりである（申立人は要求書記載の交渉事項について救済を求めている。）。

[団体交渉申入書]

- ① C₃本部及びC₂支部等についての説明
- ②今後の団体交渉のもち方について
- ③組合結成にあたっての下記要求事項について
- ④その他

以上を議題とする団体交渉を、平成27年4月17日に開催すること。

【甲3】

[要求書]

- (1) 労働基準法に基づいて改善せよ
- (2) 運賃・月の売り上げを明確にせよ
- (3) 給料体系を明確にせよ
- (4) 最低賃金の保証をせよ
- (5) 個人の能力にあった配車をせよ

以上について、平成27年4月17日までに回答を要求する。

【甲4】

ウ 平成27年4月7日、C₁分会 組合員 A₃ は、前記アの申入れにあたり、自宅にいたB₁代表取締役及び B₂ 取締役を、仕事のことで話があると言って、被申立人の事務所に呼び出し、C₁分会の組合員であるA₁分会長、A₃、A₂、A₄ 及びA₇ (以下「A₁分会長ら」という。)は、C₃本部 執行委員長 C₇、同書記長 C₈ (以下「C₈書記長」という。)、同書記次長 C₉ 及び C₂支部 書記長 C₁₀ (以下「C₇執行委員長ら」という。)とともに、「C₁分会 結成のお知らせ」、「団体交渉申入書」及び「要求書」を被申立人に手渡した。

【甲9の1、10、乙2、審査の全趣旨】

エ A₁分会長は、B₂ 取締役が、「私頭悪いので漢字も読めませんので、言うて下さい。」といった趣旨の発言をしたため、「C₁分会 結成のお知らせ」、「団体交渉申入書」及び「要求書」を読みあげた。

【甲9の1、10】

オ B₁代表取締役及び B₂ 取締役は、呼び出された理由が仕事のことではなく、 C₃本部ら が、事前連絡もなしに突然訪問してきたことに困惑し、「騙し打ちやないか!!」「押し込んで来て泥棒みたいじゃないですか。」「予約してから来い。」「訴えますよ。」「騙し打ちとか一切せんといて下さいよ。警察呼びますよ。」といった趣旨の発言をした。

また、B₁代表取締役及び B₂ 取締役は、 C₃本部ら が、 C₁分会 の6名が有給休暇のことなどで C₃本部 及び C₂支部 に相談に訪れたことを説明したところ、「有給もつけてますよ、ハッキリと給料明細につけてますよ。あのねー、買い被った事言うてもらったらねー、うちの方が逆に訴えますよ。」「ちゃんとやってます、社労士さんにも入ってますけど。」「うちは全部監督署に教えてもらった通り社労士に教えてもらった通りやってたらあなた方どうしてくれるんですか?」といった趣旨の発言をし、 C₃本部ら を詰問した。

【甲9の1、10】

カ C₃本部ら は、突然の訪問に戸惑う B₁代表取締役及び B₂ 取締役に対し、「社長さんがお見えになる時間に伺って、結成通知をしたかった。職場のみなさんが夕方だったらおられる日が多いんでって金曜日にね。」「そういう場には結成通知の話を持ち込むのはいけないので、社長さんがみえる時間になんとか伺ってしたかったんです。」といった趣旨の発言をした。

【甲9の1、10】

キ B₁代表取締役及び B₂ 取締役は、C₇執行委員長らといった面識のない人物がいることに憤慨し、C₇執行委員長らに、「コンタクトをとってお宅に入りたいと言うのはうちの誰が言った事ですか?」と聞き質し、「名前、名刺置いてってくださいよ、名前と電話番号書いてってください。」「所属と会社名と生年月日、その裏で結構ですよ。」といった趣旨の発言を

して、名前や電話番号などを記入させた。

【甲9の1、10】

ク C₇執行委員長らは、 B₂ 取締役が、当該団体交渉申入れに対し、先約があるため無理であると返答したため、代わりの日にちを決めるよう求めたところ、 B₂ 取締役は、当日決定することはせず、「うち3人も4人もいるんですから、うちが誰かに言えばいいんじゃないですか？あなたが口を出さなくても。」といった趣旨の回答をした。

【甲9の1、10】

ケ B₁代表取締役及び B₂ 取締役は、 C₃本部ら が、団体交渉場所について、「この職場の中で交渉の場を設けて欲しい。」と提案したことに対し、「どこか場所をとってもらえませんか？うちのここでは困るんです営業妨害になります」「ホテルのいいとことってもらえらうちは行きます。」といった趣旨の発言をし、被申立人事務所での開催を拒否し、C₅ホテルなど外部での開催を求めた。

これに対し、 C₃本部ら は、「社長が言われる騙し打ちみたいに言われる気持ちはよく分かりますけど、労働組合を結成したんですからそれに対する対応は会社の方で考えて頂いてお金をかけてよそのC₅ホテル、そんなお金ありませんし。」といった趣旨の発言をしたが、B₁代表取締役は、「そんなんやったら俺らみたいな上品な人間はお迎えにこやなあかへんで、われ。」といった趣旨の返答をした。

【甲9の1、10】

コ なお、平成27年4月7日には、被申立人は、 C₂支部ら に組合規約及び組合員名簿の提出を求めている。

【甲9の1、10】

(2) A₇ 及びA₁分会長への脱退勧奨

ア 平成27年4月8日、 B₂ 取締役は、 A₇ に対し、

「あんたが向こうから抜けるて言うたらアンタにお金やるよ。」「もうみなさんと一緒にこっち側と一緒に一生懸命働くと、真面目にやりますと言うんやったらお前が欲しいだけ金やるけど、これ、これ持っとるよ。120万くらいあるの。」などといった趣旨の発言をした。

【甲9の2、10】

イ 平成27年4月13日、B₂ 取締役は、A₁ 分会長に対し、「で今回労働組合を引っ張ってきたあなたにね、もっとはっきりした事を言うてもらいたい。ほんとの事言うたら、アンタをクビにしてもえんやで！はっきり言うけど。クビにしたらみんながストを起こすんやろ？」「で、アンタもアンタもA₇君ももう一人誰やったな？ボーナス欲しかったらもうボーナスやなくて、こっち引き戻す為に私の持ち金をアンタらにやるよっていう話や。そしてもうあの組合を水に流してもう取り消したら、いやいや聞いとってC₁₁さんも。お金やるよと、こんな闘う様な事しても何もあかへんちゅう話。」などと発言した。

【甲9の3、10】

(3) 再度の団体交渉の申入れ

ア 平成27年5月13日、C₁分会 組合員 A₂ 及び同 A₄ は、B₁代表取締役及び B₂ 取締役の自宅を訪問し、B₁代表取締役に対し、同月12日付け「抗議文」を手渡そうとしたが、B₁代表取締役は、「5万円出さな受(け)付けられやん。」と繰り返し発言し、受け取らなかった。

【甲8、9の4、10、乙2】

イ 平成27年6月8日、C₃本部ら は、連名で、同日付け「抗議文」により、同月12日の団体交渉を申し入れたが、同月9日、B₂ 取締役は、当該抗議文に「6/12日 夕方は社長は、12、13、14日都合悪く対応できません。」と手書きし、A₁分会長に手交した。

【甲6、7、乙1】

(4) 平成27年7月21日付け団体交渉の申入れ

ア 平成27年7月21日、C₃本部らは、連名で、被申立人に対し、同日付け「抗議文」を送付し、A₁ 分会長及び、A₇ への解雇通告について、を議題とする団体交渉を、同月24日に開催するよう申し入れた。

【甲11】

イ 平成27年7月24日、C₄ 弁護士は、A₁ 分会長に「受任通知」を手交した。なお、当該受任通知には次のとおり記載されている。

「前略

当職は、Y会社（以下、「通知会社」といいます。）から、通知会社の従業員 A₁ 及び同 A₇ に関し、通知会社が「解雇通告」を行ったとご主張される件（以下、「本件」といいます。）について、委任を受けましたので、謹んで、ご連絡差し上げます。

つきましては、本件に関しましては、当職が受任しましたので、通知会社に対し、口頭、電話、書面等一切の方法により連絡をすることは控えて戴き、ご意見、ご主張については、当職までご連絡ください。

なお、貴殿は、本件について、2015年7月24日18時から、Y会社 事務所内において、団体交渉を申し入れておりますが、当職は、都合がつきませんので、新たな日程を調整させていただきたいと思っております。また、正確さを期するために、団体交渉が行われるまでの間のやりとりは、書面にて、行わせていただきますので、貴殿からの電話や面談の申し入れについては、当面一切お断りします。当職から、貴殿に書面でご連絡差し上げ

ることもございますので、連絡先住所、ファックス番号をお知らせいただきしたいと思います。

草々」

【甲12、審査の全趣旨】

ウ 平成27年7月24日、C₈書記長は、C₄弁護士に対し、連絡先住所、電話番号及びファックス番号をファックスした。

また、同月27日、C₈書記長は、C₄弁護士に、団体交渉の日程を同日中に連絡するよう依頼した。

【甲13、14】

エ 平成27年7月27日、C₄弁護士は、C₃本部に、同月29日午後6時から1時間の団体交渉を提案する「ご連絡」と題する文書を送付した。当該文書には次のとおり記載されている。

「前略

当職は、Y会社（以下、「Y会社」といいます。）が、Y会社の従業員A₁氏及び同A₇氏に対し、「解雇通告」を行ったとされる件（以下、「本件」といいます。）について、Y会社から委任を受けた弁護士です。そして、貴組合は、Y会社に対し、本件について、団体交渉を申し入れておりますが、当職は、団体交渉の日時、場所について、下記のとおり、ご提案いたします。

なお、当事務所の収容人数の関係から、出席メンバーは3名に限らせていただきます。ご都合がつかない場合や出席メンバーが3名を超える場合は、改めて日時等を調整いたします。加えて、貴組合の組合員名簿及び組合規約を平成27年7月28日限り、当職に提出していただくとともに、平成27年7月29日に実施予定の団体交渉に参加される方の氏名を文書にてご連絡くださ

い。

草々」

しかし、同日は、C₃本部 事務所に組合員が不在であり、当該書面を見ておらず、同日に団体交渉は開催されなかった。

【甲15、17、審査の全趣旨】

(5) 平成27年8月17日付け団体交渉の申入れ

平成27年8月17日、C₃本部らは、連名で、被申立人に対し、A₁分会長への配車差別及びA₂への懲戒解雇について、を議題とする団体交渉を、同月24日に開催するよう申し入れた。

これに対し、被申立人は、同月19日、都合がつかないため、同年9月4日の開催を提案し、同日、団体交渉は開催された。

なお、同年10月6日にも団体交渉が開催されている。

【甲16の2、17、審査の全趣旨】

(6) 被申立人の事業停止による従業員の解雇について

ア 平成28年2月22日、被申立人は、A₁分会長、A₂、A₃及びA₄に対し、同年1月27日に主要取引先であるC₁₂会社から取引停止を伝えられたことから、遅くとも同年3月20日をもって主要取引先からの新規依頼が完全に停止し、遅くとも同年4月20日をもって、在籍しているすべての従業員との労働契約関係を解消する旨の通知をした。

【甲19の1～22】

イ 被申立人は、当該文書により、被申立人の今後の対応について、平成28年2月26日午後6時に説明会を実施する旨の通知をした。

【甲19の1、20の1、21の1、22】

ウ 平成28年2月26日、被申立人は、全体説明会において、被申立人の事業停止の理由は、経営者の高齢化及び主要取引先の信頼を失ったことで

あると説明した。

【甲 23 の 1、23 の 2】

エ 平成 28 年 3 月 22 日、被申立人は、 A_2 、 A_1 分会長及び
 A_7 に対し、事業廃止を理由に同年 4 月 22 日をもって解雇する
と通知した（ A_3 及び A_4 も解雇されている。）。

【審査の全趣旨】

(7) 平成 28 年 2 月 29 日付け団体交渉の申入れ

ア 平成 28 年 2 月 29 日、申立人は、① C_{12} 会社 との取
引停止の理由、② C_{12} 会社 との取引停止を理由とする会
社の計画倒産、③会社の経営状況がわかる書類提出の拒否、④営業譲渡及
び資産譲渡の検討結果、⑤被申立人 C_{13} 社員から A_3 組合員への暴行、⑥
 A_2 への仮処分裁判で決定されている 17 万円の支払い等、⑦団体交
渉の早期の日程調整について等を議題とする団体交渉を、同年 3 月 2 日 1
9 時に開催するよう申し入れた。

これに対し、被申立人は、同月 1 日、都合がつかないため、同月 7 日 1
9 時の開催を提案した。

しかし、申立人からは、都合がつかないため、同月 9 日の開催が提案さ
れ、同日団体交渉が開催された。

【乙 4、5、6、7、8、9】

イ 平成 28 年 3 月 15 日、申立人は、①会社の業務停止の理由、②解雇の
必要性を示す財務表（ママ）の開示、③会社の資産・借金について、④資
産譲渡・営業譲渡を求めた労働組合への暴言に対する謝罪等、⑤合意退職
について、⑥退職金の支払いについて等を議題とする団体交渉を、同月 2
5 日 13 時に開催するよう申し入れた。

これに対し、被申立人は、同月 16 日、都合がつかないため、同月 22
日に開催するよう求めたところ、同日団体交渉が開催された。

【乙10、11、12、13】

ウ 平成28年3月22日、申立人は、団体交渉において財務状況を開示するよう求めたが、被申立人は開示の必要はないと回答した。

また、被申立人は、①同月20日より前に請け負った仕事が、同月25日に一つだけある、②従業員6名が合意退職する、③会社として再就職援助計画をハローワークに提出する、と説明した。

【乙13】

(8) 平成28年4月21日団体交渉

ア 平成28年4月21日、①被申立人の廃業について、② A₂ の解雇について、③廃業後の資産について、を議題とする団体交渉が開催された。
(同年4月8日付け団体交渉申入書は提出されていない。)

【乙17】

イ 平成28年4月21日、被申立人は、団体交渉において、同年3月に陸運局に廃業届を提出しており、法人としても消滅する予定だと説明した。

【乙17】

(9) 被申立人の解散

ア 平成28年4月25日、被申立人は、株主総会の決議により会社を解散し、同年5月12日、解散を登記した。また、同月13日、被申立人は、次のとおり官報に解散公告を登載した。

「解散公告

当社は、平成二十八年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは精算から除斥します。

平成二十八年五月十三日

Y会社

代表清算人 B₁ 」

なお、商業登記簿に記載された清算人はB₁である。

【当委員会に顕著な事実】

(10) 審査の経緯

当委員会は、答弁書提出依頼文書送達（平成27年8月7日付け調査開始通知、同月11日被申立人受領）から約3ヶ月後の同年11月6日に第1回委員調査を実施したが、被申立人から不当労働行為を構成する事実（申立事実）に対する反論が提出されていなかった。

そのため、第1回委員調査では、C₂支部ら に不当労働行為を構成する事実（申立事実）を、被申立人に申立事実に対する認否（第1主張書面）を確認するとともに、C₂支部ら には、すでに団体交渉が実施されていることから救済の利益を検討するよう、被申立人には、被申立人の主張（申立書に対する反論）を提出するよう指示した。

また、当委員会は、被申立人に申立事実に対する認否につき釈明を求めた。

なお、文書の提出期限は、C₂支部ら の「請求する救済の内容」の変更については同年11月30日、被申立人の反論は同年12月21日、

C₂支部ら の再反論は平成28年1月8日とした。

第1回委員調査を踏まえ、C₂支部ら からは、救済内容の変更申立書、主張書面（1）が、被申立人からは、第2主張書面が提出された。

第2回委員調査（平成28年1月27日）では、第1回委員調査を踏まえ提出された書面を確認し、被申立人には、第1主張書面と第2主張書面で不明確になっている申立事実に対する認否、第1回委員調査で釈明を求めた申立事実に対する認否、当事者であるにもかかわらず「不知」とした申立事実等について釈明を求めるとともに、C₂支部ら 主張書面（1）への反論の提出を指示した。

また、被申立人の組合員名簿及び組合規約の未提出が団体交渉を拒否する「正当な理由」になるとの主張について、具体的な判例及び労委命令を摘示し、判例及び労委命令を踏まえて主張するよう指示した。

なお、文書の提出期限は、同年3月2日とした。

第2回委員調査を踏まえ、被申立人から第3主張書面が提出されたが、第3主張書面には、第3回委員調査までに準備することとなっていたものうち、C₂支部ら主張書面(1)の認否及び求釈明事項の一部しか記載されていなかった。

第3回委員調査(平成28年3月9日)では、被申立人にさらなる釈明を求めるとともに、C₂支部ら主張書面(1)の反論及び残りの求釈明事項について提出するよう指示した。

なお、当委員会が答弁書の提出を求めてから(平成27年8月7日付け調査開始通知、同月11日被申立人受領)、すでに、7ヶ月が経過しているが、第3回委員調査時点においても、不当労働行為救済命令申立書の認否部分が不明確であり、当委員会が求めた釈明も提出されていないこと、これまで、被申立人には、労働委員会制度の趣旨(集团的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図り、良好な労使関係を構築する制度)につき、注意喚起していること、本事案は団体交渉拒否事案であり、労組法第7条第2号に規定する「正当な理由」の主張・立証責任は被申立人にあることから、被申立人は、労働委員会制度の趣旨及び被申立人に主張・立証責任があることを踏まえ、迅速かつ的確に主張・立証をするよう指示し、被申立人から、提出期限までに書面の提出がない場合、労働委員会は、(人証に関するものを除き)被申立人の主張はすでに提出された書面ですべてであると判断し、審査を進め、新たな主張は認めないこととし、文書の提出期限を平成28年3月31日午後5時(提出期限厳守)とした。

第3回委員調査を踏まえ、被申立人から、第4主張書面が提出されたが、

その提出は、提出期限から遅れた同年4月5日（4月6日受付）であった。

なお、第4主張書面には、これまで当委員会が被申立人に釈明を求め、主張するよう指示した項目のごく一部が記載されているのみであった。

第4回委員調査（平成28年4月22日）では、C₁分会 から申立人に承継されたことによる救済内容の変更申立書（2）が提出されたため、その内容を確認した。

また、被申立人の主張・立証は（第3回委員調査以降開催された団体交渉についての主張・立証を除き）第4主張書面ですべてであること、申立人は、第4主張書面に対する認否及び反論を予定していないこと、申立人及び被申立人に証人尋問の予定がなく、審問を経ずに結審することに異議がないことを確認した。

当委員会は、争点整理表及び証拠一覧表を提示し、修正がある場合は、同年5月13日午後5時15分までにその旨書面で提出するよう指示した。

また、被申立人に第3回委員調査以降開催された団体交渉についての主張・立証もあわせて提出するよう指示し、被申立人が提出を検討している最終準備書面は同年5月31日午後5時15分までに提出するよう指示した。

しかしながら、申立人及び被申立人からは、争点整理表及び証拠一覧表の修正は提出されず、被申立人からは、最終準備書面の提出もされなかった。

3 争点2に対する判断

(1) 争点2(1)について

前記2（3）で認定したとおり、C₃本部らが平成27年4月7日付けで申し入れた団体交渉につき、被申立人がこれを応諾しなかったため、

C₃本部らは、同年5月13日及び同年6月8日に抗議したが、団体交渉は応諾されていない。

C₃本部らは、同年7月21日及び同年8月17日に団体交渉を

申し入れて、同年9月4日に団体交渉が開催されているが、同年4月7日付け団体交渉申入れとは異なる団体交渉事項である。

また、申立人及び被申立人から、被申立人が C₃本部ら の同年4月7日付け団体交渉申入れを応諾し、 C₁分会 及び被申立人、申立人及び被申立人の間で団体交渉が誠実に開催されたとの主張・立証はない。

そして、労組法第7条第2号の要件事実を考えれば、被申立人が「正当な理由」を主張している以上、同年4月7日付け団体交渉に応じていないことが前提であると解するほかない。

よって、被申立人は、同年4月7日付けの C₃本部ら からの団体交渉を拒んだといえる。

(2) 争点2(2)について

ア 交渉事項の義務的団交事項該当性

使用者が団体交渉を行うことを労組法によって義務づけられている事項（いわゆる義務的団交事項）とは、組合員である労働者の労働条件その他の待遇や団体的労使関係の運営に関する事項であって、使用者に処分可能なものをいうとされている。

本件団体交渉申入れは、前記2(1)で認定したとおり、平成27年4月7日付け要求書に記載された要求事項、つまり、①労働基準法に基づいて改善せよ、②運賃・月の売り上げを明確にせよ、③給料体系を明確にせよ、④最低賃金の保証をせよ、⑤個人の能力にあった配車をせよとの要求事項に関するものである。これらは、労働条件の改善を求めるもの、又は、労働条件の明確化を求めるものであるといえ、いずれも労働条件に関するものであることは明らかであり、その交渉事項は、労働条件その他の待遇や団体的労使関係の運営に関する事項として、義務的団交事項に該当する。

したがって、被申立人は、本件団体交渉の申入れを正当な理由なく拒むことができず、誠実に団体交渉に応じる義務がある。

イ 組合結成通知・団体交渉申入れの態様

C₃本部ら は、前記2（1）で認定したとおり、平成27年4月7日、C₁分会 組合員 A₃ を通じて、B₁代表取締役及び B₂ 取締役の仕事のことで話があると連絡をし、自宅にいたB₁代表取締役及び B₂ 取締役を被申立人事務所に呼び出して、労働組合の結成を通知し、団体交渉を申し入れた。

確かに、B₁代表取締役及び B₂ 取締役は、C₃本部ら から、いきなり「C₁分会 結成のお知らせ」（甲第2号証）、「団体交渉申入書」（甲第3号証）、「要求書」（甲第4号証）を渡され当惑した様子が見受けられ、そのこと自体は、理解できないでもない。

一般的には、あらかじめ、被申立人に連絡をしたうえで、組合結成を通知し、団体交渉を申し入れたほうが円満な労使関係の構築に繋がるものであり、できうるならば、あらかじめ連絡するのが望ましい。

しかし、C₃本部ら が同日の団体交渉申入れにおいて述べているように、C₃本部ら が、直接、B₁代表取締役に会う機会がないなかで、今後の円満な労使関係を構築するため、直接、被申立人に対して組合結成を通知し、団体交渉を申し入れたいとの意向も理解できないこともない。

いずれにしろ、被申立人は、突然のC₃本部ら からの組合結成通知及び団体交渉申入れに当惑したとしても、そのことのみをもって被申立人が誠実に交渉をする義務を負わないということにはならない。

また、被申立人は、C₃本部ら が、平成27年4月7日、B₁代表取締役及び B₂ 取締役が被申立人事務所から退出することを妨げ、人の行動の自由を不法に拘束した（軟禁した）と主張しているが、前記2（1）で認定したとおり、B₁代表取締役及び B₂ 取締役が話の主導権を握り、「騙し討ちやないか！！」「予約してから来い。」「訴えますよ。」

などと叫び、「名前、名刺置いてってくださいよ、名前と電話番号書いてってください。」と発言し、「有給もつけてますよ、ハッキリと給料明細につけてますよ。あのねー、買い被った事言うてもらったらねー、うちの方が逆に訴えますよ。」「ちゃんとやってます、社労士さんにも入ってますけど。」「うちは全部監督署に教えてもらった通り社労士に教えてもらった通りやってたらあなた方どうしてくれるんですか？」などと詰問するなど、およそ、B₁代表取締役及び B₂ 取締役を軟禁して行動の自由を制限した事実は認められない。

よって、被申立人の主張は採用できない。

ウ 組合規約・組合員名簿未提出

労組法上、労働組合は団体交渉に先立って使用者に対して組合規約や組合員名簿を提出する義務を負ってはいない。

ただ、団体交渉の開始にあたっては、交渉当事者、担当者(交渉委員)及び交渉事項が明確にされることが最小限必要であり、また当該団体交渉の遂行に必要な限度で労働組合はその組合員の人数及び氏名を明確にすることを要する。

前記2(1)で認定したとおり、平成27年4月7日、C₃本部らは、「C₁分会 結成のお知らせ」(甲第2号証)、「団体交渉申入書」(甲第3号証)及び「要求書」(甲第4号証)をB₁代表取締役及び B₂ 取締役に手渡したが、いずれの文書にも C₃本部らの代表者名(執行委員長又は分会長名)が記載され、また、団体交渉申入書には議題が、要求書には要求事項が記載されていた。

また、同日、A₁分会長らが直接B₁代表取締役及び B₂ 取締役に団体交渉を申し入れており、同人らは、C₁分会の組合員のほとんどを把握していた。

これらのことから、交渉の責任者は C₃本部 執行委員長、

C₂支部 執行委員長及び C₁分会 分会長であると特定され、また、交渉事項も特定されている。

確かに、団体交渉が進展するなかで、被申立人が C₁分会 や申立人に対して組合規約及び組合員名簿の提出を求めることがあるとしても、C₁分会 が労働組合を結成し、はじめて団体交渉を申し入れる時点においては、組合規約及び組合員名簿の提出がないことをもって、団体交渉を拒否することはできないし、当該交渉事項につき、組合規約及び組合員名簿の提出が必要な特段の事情は認められない。

この点、被申立人は、組合結成通知を受け取った日から、組合規約及び組合員名簿の提出を求めているが、全く提出がなされていないと主張する。しかし、被申立人が C₃本部ら からの団体交渉の申入れに応じるにあたり組合規約及び組合員名簿が必要であることを C₃本部ら に伝えた事実も、また、被申立人が組合結成通知を受け取った日から組合規約及び組合員名簿の提出を求めている事実も認められない(当委員会は、第2回委員調査において、被申立人に対して、労組法第7条第2号に規定する「正当な理由」につき、判例及び労委命令に沿って主張・立証をするよう釈明を求めたが、被申立人からの主張・立証はない。)

そうすると、被申立人において、組合結成通知を受け取った日から何らかの理由により、組合規約及び組合員名簿が必要であるとしても、

C₃本部ら にそのことを伝えていないのであるから、そのことをもって労組法第7条第2号に規定する「正当な理由」があるとはいえない。

さらに、当委員会においても、被申立人が組合規約及び組合員名簿の提出を必要とする理由につき、主張・立証がなされておらず、被申立人の主張は採用できない。

エ 連絡先が不明確であること

被申立人は、C₃本部ら の連絡窓口が不明確であると主張する

が、前記2(1)で認定したとおり、C₃本部らは、役員の氏名を明示したうえで、団体交渉を申し入れており、被申立人は、当該役員に開催日時及び場所などの連絡をすればよいことになる。

そして、C₁分会のA₁分会長は被申立人の従業員であることから、被申立人は、当然のことながら、その連絡先を把握していたはずである。

よって、被申立人のC₃本部らの連絡窓口が不明確であるとの主張は採用できない。

また、平成27年4月7日、C₃本部らが被申立人にC₁分会結成を通知し、団体交渉を申し入れたときに、被申立人がC₃本部らが申し入れた団体交渉の日に団体交渉を実施することはできないと述べたことから、C₃本部らは代わりの日を決めて欲しいとの提案したところ、B₂取締役は「うち3人も4人もいるんですから、うちが誰かに言えばいいんじゃないですか?」と述べており、被申立人は、本件団体交渉申入れにつき、C₁分会のA₁分会長又は組合員に回答すればよいと認識していた。

さらに、同年6月8日付け抗議文(甲第6号証)に対して、被申立人は、当該抗議文に「6/12日 夕方は社長は、12、13、14日都合悪く対応できません。」と記載し(甲第7号証)、A₁分会長に手交しており、被申立人は、A₁分会長を連絡窓口と認識していたのである。

よって、被申立人の主張は採用できない。

オ 小括

アないしエで述べたとおり、C₃本部らが被申立人に団体交渉を申し入れたときに、C₃本部らがB₁代表取締役及びB₂取締役を軟禁して行動の自由を制限したという事実は認められず、C₃本部らが被申立人に組合規約及び組合員名簿を提出する義務はなく、

さらに、被申立人は C₃本部ら の連絡先を把握しており、被申立人の主張する誠実団体交渉義務を負わないとの主張は採用できない。

カ 外部での団体交渉の提案

被申立人は、団体交渉の場所をC₅ホテルなど外部に設定することを提案しても、何ら回答はなかったと主張する。

確かに、使用者が一方的に就業場所以外の場所を指定したとしても、そのことに合理的な理由があり、かつ、当該指定場所で団体交渉を実施することが労働者に格別の不利益をもたらさないときには、使用者がその場所以外での団体交渉に応じなかったとしても労組法第7条第2号の「正当な理由」に当たり不当労働行為を構成しない。

被申立人は、平成27年4月7日、 C₃本部ら に軟禁され、同年5月13日には、 C₁分会 組合員 A₂ 及び同 A₄ に突然自宅に押しかけられたことから、被申立人事務所で団体交渉を実施すれば、 C₃本部ら の要求を承諾しない限り、被申立人事務所に軟禁され続ける虞があったといえると主張する。

しかし、前記2(1)で認定したとおり、 C₃本部ら が被申立人を軟禁した事実は認められず、被申立人が一方的に就業場所以外の場所を指定した合理的理由は認められない。

そして、被申立人は、 C₃本部ら からの「この職場の中で交渉の場を設けて欲しい。」との提案に対し「どこか場所をとってもらえませんか？うちのここでは困るんです営業妨害になります」「ホテルのいいところとってもらえましょうちは行きます。」と述べている。

さらに C₃本部ら が「社長が言われる騙し打ちみたいに言われる気持ちはよく分かりますけど、労働組合を結成したんですからそれに対する対応は会社の方で考えて頂いてお金をかけてよそのC₅ホテル、そんなお金ありませんし。」と発言したのに対し、被申立人は「そんなんやったら

俺らみたいな上品な人間はお迎えにこやなあかんへんで、われ。」と述べている。

また、前記2（3）で認定したとおり、B₁代表取締役は、同日、被申立人は「5万円出さな受（け）付けられやん。」と繰り返し発言している。

これらのことから、被申立人が主張するような、被申立人は外部での団体交渉を提案したというよりも、被申立人は、C₃本部ら が外部で会議室を確保しないかぎり団体交渉に応じないとの態度に固執したものと見える。

また、被申立人は、C₃本部ら が外部に会議室を確保した場合に、被申立人もその費用負担をする考えがあったと主張するが、被申立人が外部での開催を提案したときに会議室の費用を負担するとの意向を示した証拠は皆無である。

被申立人は、第3回委員調査まで「C₅ホテルの貸し会議室の料金は、最も低額な部屋の場合、2時間当たり2万6136円であり、不可能な条件を設定したとはいえない」と主張し、当委員会から『被申立人は、会議室の料金は、申立人らで負担せよと主張している（被申立人は、会議室の費用をまったく負担しないと主張している）のかどうかを明らかにする』よう求めたところ、第4回委員調査で（被申立人第4主張書面において）、初めて、「被申立人は、会議室の料金を申立人らに対し、すべて負担するように主張していない。被申立人も負担するつもりであった。」と主張したものの、それを裏付ける証拠は何ら提出していない。

よって、被申立人がC₃本部ら に外部での団体交渉を提案したときに、被申立人が費用負担するとの意向を示したという主張は採用できない。

これらのことから、被申立人は、なんら理由を明確にすることなく、外部での団体交渉の開催に固執し、C₃本部ら の団体交渉の申入れ

に応じなかったものといえ、労組法第7条第2号に規定する「正当な理由」は認められない。

(3) 小結（団体交渉拒否の成否）

以上のことから、被申立人が C₁分会 からの平成27年4月7日付け要求書記載の要求事項を交渉事項とする団体交渉を拒んだことには正当な理由がなく、労組法第7条第2号の不当労働行為（団体交渉拒否）にあたる。

4 審問を経ない命令について

当委員会は、前記2（10）で認定したとおり、5回の委員調査を実施し、必要に応じ、申立人及び被申立人に釈明を求め、また、攻撃防御の機会を確保してきたところ、申立人及び被申立人の主張・立証は尽くされ、証人尋問の予定もなく、第4回委員調査で提示した争点整理表及び証拠一覧表についても意見は述べられなかった。

被申立人は、事業活動を停止する意向を示し従業員に説明会を実施してきたところ、申立人は、そのような状況に鑑みて、当委員会に早期の結審及び命令発出を求めている。

本事案は、労組法第7条第2号事案（団体交渉拒否事案）であり、その争点は、①法適合組合であるか、②団体交渉を拒否した事実があるか、団体交渉を拒否した事実がある場合に「正当な理由」が認められるかであり、争点が多岐に亘る複雑な事案ではなく、申立人及び被申立人の提出した書面から必要な事実の認定ができ、審問を経る必要がない。

また、前述したとおり、申立人及び被申立人の主張・立証が尽くされ、証人尋問の予定もなく、労使参与委員も審問を経ないことに異議がないことから、当委員会は、労委規則第43条第4項の規定により、審問を経ずに命令を発出することとした。

5 救済の必要性

労働委員会は、使用者による不当労働行為の成立が認められる場合であっても、それによって生じた状態が既に是正され、正常な集团的労使関係秩序が回復されたときは、救済の必要性がないものとして救済申立てを棄却できるものとされている（最高裁判所昭和58年12月20日第三小法廷判決・裁判集民事第140号685頁）。

また、団体交渉拒否による不当労働行為の被害は、主に労働組合にとっての交渉機会の喪失であるから、団体交渉を拒否していた使用者が後に団体交渉に応じるに至った場合には、特段の事情のない限り、当該不当労働行為の被害は回復したものと考えられる。

そして、使用者が新たな団体交渉事項について団体交渉に応じていたとしても、依然として、団体交渉を拒否していた団体交渉事項につき団体交渉が行われていない場合には、救済の必要性がなくなったとはいふことはできない。

前記2（5）、（7）及び（8）で認定したとおり、C₁分会及び申立人は、被申立人と平成27年9月4日、同年10月6日、平成28年3月9日、同月22日及び同年4月21日に団体交渉を実施したが、平成27年4月7日付け団体交渉の申入れと同一の団体交渉事項について交渉がなされていたとは認められない。

よって、被申立人の救済の利益がなくなったとの主張は採用できない。

しかしながら、前記2（6）及び（7）で認定したとおり、被申立人は、平成28年2月26日の全体説明会及び平成28年3月22日の団体交渉で、経営者の高齢化及び主要取引先の信頼を失ったことを理由に事業活動を停止する、従業員6名が合意退職する、被申立人は再就職支援計画をハローワークに提出すると説明し、同日付けで、A₂、A₁分会長及びA₇

に事業廃止を理由に同年4月22日をもって解雇すると通知した。

また、前記2（8）で認定したとおり、同月21日の団体交渉では、被申立

人は、同年3月に陸運局に廃業届を提出しており、法人として消滅する予定であると説明した。

そして、被申立人は、前記2（9）で認定したとおり、平成28年4月25日、株主総会の決議により会社を解散した。

このように、被申立人が事業活動を停止し、労働者の雇用契約を解消したうえで、会社を解散した現時点では、被申立人に平成27年4月7日付け要求書に記載された、労働条件の改善及び明確化を求める事項について団体交渉を義務づける必要性は認められない。

6 救済方法

前記3及び4で判断したとおり、被申立人が C₁分会 からの団体交渉の申入れに応じなかったことは、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

しかしながら、前記5で説示したとおり、被申立人が事業活動を停止し、労働者の雇用契約を解消したうえで、会社を解散した現時点では、被申立人に、平成27年4月7日付け要求書記載の事項について団体交渉を命じるのは相当ではない。

他方で、被申立人は清算法人として存続しているので、被申立人の行為が不当労働行為であったことを認識させ、再び同種の行為を繰り返さないよう留意させるため、主文1項のとおり命じる。

なお、附言するに、前記2（10）で認定したとおり、被申立人は、申立書に対する認否・反論を提出するのに十分な時間を確保して第1回委員調査の日程を設定したにもかかわらず、第1回委員調査には認否しか提出しなかった（被申立人の認否は、当事者であれば認否できるにもかかわらず不知とし、その理由すら明確にしない部分があり、当委員会は再三にわたり釈明を求めた。）。

また、被申立人は、当委員会からの再三の釈明の求めにも応じず、書面も提

出期限までに提出しないなど、被申立人の対応は、集团的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図り、良好な労使関係を構築する労働委員会制度の趣旨を没却するものであり、被申立人の対応により、遅々として委員調査が進展せず、その間に被申立人が事業を停止し、法人を解散することとなり、結果として、当委員会としては、団体交渉を命じることができなくなったものであり、このことについて、当委員会は、強い遺憾の意を表するものである。

第4 結論

以上の次第で、労組法第27条の12第1項及び労委規則第43条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成28年 6月27日

三重県労働委員会

会 長 向 山 富 雄